



新年早々の1月7日、成人式の会場となった小川町民会館は、天気にも恵まれ内外は華やかな雰囲気に包まれました。小川町から282名の若者が大人の仲間入りです。新成人は振袖・羽織袴、真新しいスーツに身を包み、凛とした雰囲気の中で第一部の式典は進行しました。

新成人の誓いの言葉の中に、「パンダのシャンシャンがすくすくと育っている姿は、私達に元気と笑顔を与えてくれました」とあり、ご両親への感謝を読み取ることができました。

一方で、晴れ着が届かないという事件の報道に、やりきれない思いにかられました。

さて、冬は紙漉きの季節です。ご承知の通り1枚の和紙を完成させるには、いくつもの作業があります。1年間成長させた楮の原木を切り出し長さを揃えます。それを大きな釜で蒸して柔らかくし、熱いうちに一気に皮をむきとります。楮かしきです。小川町では毎年この時期に、小川和紙体験学習センターで楮かしきを行っています。1月14日には私も職人、スタッフ、ボランティア、子ども和紙大学の児童と一緒に体験しました。

むかれた楮は、楮ひき・楮煮・楮さらし・ちりとり・楮打ち・ピーターにかけてようやく和紙の原料ができあがります。

このように手間をかけてできあがる手漉き和紙を知ってもらうため、ユネスコ無形文化遺産の3紙で1月27・28日に大阪市の「ディアモール大阪」で手すき和紙販売と紙すき体験会を行いました。私は27日に法被を身にまとい、会場に立って大阪の皆さんに声をかけていたところ、若かりし頃小川町の和紙体験学習センターに行ったことがあるという70代の方との偶然の出会いがありました。 **松本恒夫**

町の人口と世帯数
2月1日現在

人口
30,557人
男 15,158人
女 15,399人
前月比 -62
世帯数
12,963戸
前月比 -23

あんしんあんぜんのまちづくり 小川警察署 ☎ 74-0110

刑法犯罪発生状況 (概数) 1月

件数	10件	前月比
詐欺	1	±0
万引き	1	
傷害	1	
自動車盗	1	
強制わいせつ	1	
自転車盗	1	
占有離脱物横領	1	
侵入盗その他	1	
事務所荒し	1	
工場荒し	1	



警報！！手渡し詐欺！！

埼玉県内では、息子や孫、親族、警察、役場職員等になりすまして、

- 会社でまとまった金が必要だ
- 株に手を出して失敗した
- キャッシュカードを預かりに行きます



等と言う電話が多数かかってきています。

このような電話は**詐欺**です！不審な電話を受けたら、小川警察署までご連絡を！

～すべての子どもに温かい家庭を～「ファミリーシップフェスタ」

里親制度はどのような制度なのか、まだまだ理解が進んでいません。このため、埼玉県では、多くの方に正しく理解していただき、さらに、民間団体と連携して里親制度の普及啓発を進めています。その一環として、ウエスタ川越でファミリーシップフェスタを開催します。ファミリーコンサートや紙芝居など親子で楽しめる企画がいっぱいです。多くの皆さんの来場をお待ちしています。

日時 3月21日(祝) 午前11時～午後3時30分

場所 ウエスタ川越 1階 多目的ホール (川越市新宿町1-17-17)

内容 イベントを楽しみながら、里親制度を知り、理解を深めていただきます*参加無料、事前申込み不要

- 里親制度紹介コーナー 制度の概要、里親クイズ、DVD上映ほか
- ファミリーコンサート にゃんたぶーのコンサート
- 紙芝居 (株)童心社による大型紙芝居の実演
- 工作コーナー フォトフレーム、紙コップロケット、スライム作りほか
- お楽しみコーナー おもちゃエコバザール、バルーンプレゼント、家族手形ほか

参考：「里親制度」について

里親制度は、様々な事情により、家庭で生活できない子どもたちを家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく制度です。児童福祉法に基づいて、行政(県)が里親に養育を委託するもので、養子縁組と異なり、里親委託の場合、里親と子供の間には法的な親子関係は生じません。

問合せ 埼玉県福祉部こども安全課 ☎ 048-830-3335

NPO法人子育てサポーター・チャオ ☎ 048-971-3808

詳しくはHPをご覧ください。http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/satooya/satooya-festa.html

～自転車損害保険等への加入が義務化されます！～

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、平成30年4月1日から県内で自転車を利用する全ての方を対象に、「**自転車損害保険等への加入が義務化**」されます。業務等で自転車を使用する事業者や自転車貸付業者等も対象となっています。

自転車損害保険等は、自動車の任意保険や火災保険・傷害保険などの保険に付帯している場合もあります。現在加入されている各種保険を確認し、自転車損害保険等に未加入の場合は、自分に合った保険等を選択して加入しましょう。

Q何が変わるの？

- 自転車利用者 埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります(未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入)
- 自転車を利用する事業者 業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります(業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外)
- 自転車貸付業者 レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります
- 自転車販売店・学校 自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になります

詳しくは

埼玉県 自転車条例改正

検索



問合せ 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課安全教育・指導担当 ☎ 048-830-2960